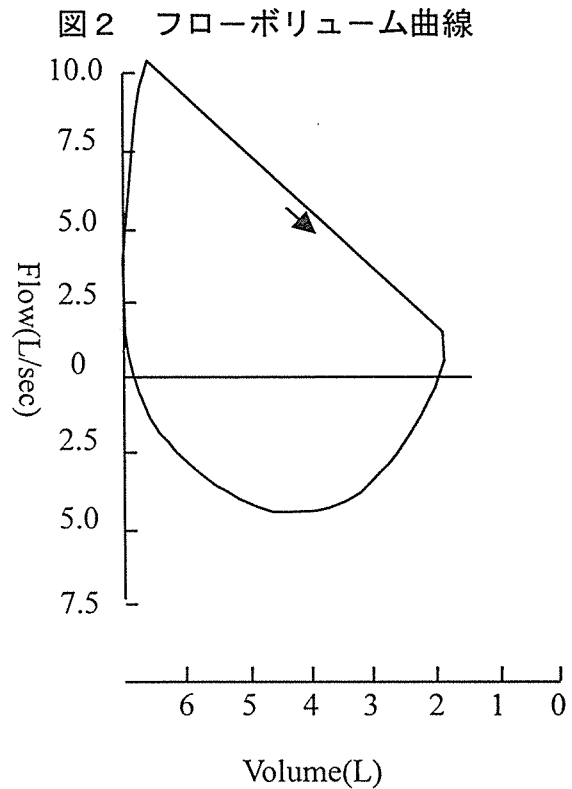
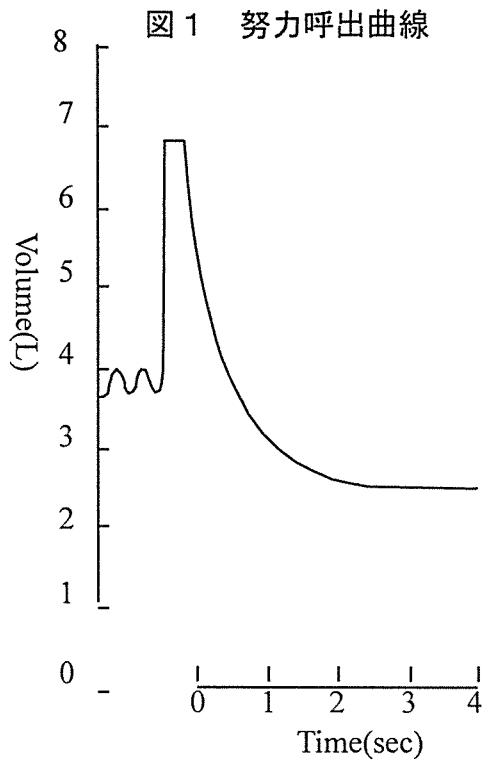


表 9

		症状等の程度
第 1 項	息切れ(呼吸困難)	Hugh-Jones の分類の第 3 度以上
第 2 項	咳及び痰	日常生活に支障がある程度, 常に咳及び痰が出るもの
第 3 項	予測肺活量 1 秒率	35%以下であるもの
第 4 項	血液ガス分析値	PaO ₂ が 65 Torr 以下又は PaCO ₂ が 50 Torr 以上であるもの
第 5 項	運動負荷試験	2 段昇降試験は不能であるが, 1 段昇降試験において 3 分間の負荷終了後 5 分間経過しても脈拍数が安静時に比し 10%以上の増加を示し, かつ, 呼吸促進を認めるもの, 又は 1 段昇降試験でも発汗, 頻脈(120 以上)等のため, 3 分間の負荷試験が継続不能と認められるもの
第 6 項	管理区分	常に治療を必要とし, かつ, 時に入院を必要とするもの

表 10

		症状等の程度
第 1 項	息切れ(呼吸困難)	Hugh-Jones の分類の第 2 度以上
第 2 項	咳及び痰	日常生活に軽度の支障がある程度, 季節的又は 1 年のうち 3 か月以上常に咳及び痰が出るもの
第 3 項	予測肺活量 1 秒率	70%以下であるもの
第 4 項	血液ガス分析値	PaO ₂ が 75 Torr 以下又は PaCO ₂ が 45 Torr 以上であるもの
第 5 項	運動負荷試験	2 段昇降試験において 4 分間の負荷終了後 10 分間経過しても脈拍数が安静時に比し 10%以上の増加を示し, かつ, 呼吸促進を認めるもの, 又は発汗, 頻脈(120 以上)等のため, 4 分間の負荷試験が継続不能と認められるもの
第 6 項	管理区分	常に定期的な受診を必要とし, かつ, 時に治療を必要とするもの



文献

- 1) 上野賢一：皮膚科学第6版第3刷、金芳堂、191～192、1998.
- 2) 相模海軍工廠刊行会：相模海軍工廠、1984.
- 3) 厚生省：旧相模海軍工廠障害者救済検討委員会報告書、1999.
- 4) 遠山郁三：毒瓦斯による皮膚炎、皮膚泌尿誌、20：645～650、1920.
- 5) 和田直ほか：有毒ガスによる後障害、日本胸部臨床、28：490～495、1969.
- 6) 重松信昭ほか：旧東京第2陸軍造兵廠曾根製造所ガス障害者救済検討委員会報告書、1992.
- 7) 山本戸道郎ほか：旧相模海軍工廠毒ガス製造工場退職者検診の報告、広島医学、51：972～977、1998.
- 8) 木村俊次ほか：毒ガス取扱者に発生した有棘細胞癌、臨皮 30：666～667、1976.
- 9) 厚生省：毒ガス障害者対策検討委員会報告書 2000.
- 10) 大城戸宗男：皮膚疾患へのアプローチ、医学書院、21、183、185、1988.